

多賀城市監査委員告示第18号

地方自治法第199条第9項の規定により報告した定期監査の結果について、多賀城市長から同条第12項の規定により下記のとおり措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成30年11月1日

多賀城市監査委員 佐伯 光時
多賀城市監査委員 根本 朝栄

記

1 監査対象部署

総務部（市民文化創造局）、市民経済部、市長公室、農業委員会事務局

2 監査結果の報告日

平成30年6月28日

3 措置を講じた旨の通知があった日

平成30年7月19日

4 措置状況報告の内容

別紙のとおり

指摘指導事項等に係る措置状況報告書

1 監査の種類 定期監査

2 監査実施日 平成30年5月31日

3 監査対象部署 市民文化創造局

4 措置内容

番号	区分	監査結果内容	措置状況
1	指摘	週休日の振替命令に伴う時間外勤務手当の支給に誤りが見られた。	超過支給分の時間外勤務手当については、平成30年7月2日付で勤務状況報告書の訂正を行い、平成30年8月分の給料支給の際に訂正した内容で支給額を調整する処理をした（7/2総務課人事係確認）。 時間外勤務命令簿、庶務管理システムへの入力状況及び勤務状況報告書の突合について、今後は二重チェック体制とし、誤りを防止することとした。
2	指導	東大寺展庁内プロジェクトチーム班員として市長から委嘱を受けている職員（市民文化創造局以外の職員）の出張について、市民文化創造局長が旅行命令を発しているが、プロジェクトチーム設置規程等からは市民文化創造局長に旅行命令を発する権限があるとは認められない。したがって、当該職員の旅行命令については、事務決裁規程の決裁区分に基づき各所属長が発すべきものである。	今後の検討課題として総務課と調整していくこととした。

指摘指導事項等に係る措置状況報告書

1 監査の種類 定期監査

2 監査実施日 平成30年4月26日

3 監査対象部署 農政課

4 措置内容

番号	区分	監査結果内容	措置状況
1	指導	県支出金の実績報告書の提出に係る決裁文書について、多賀城市予算規則第22条第3号の規定に基づく市長公室長補佐（財政経営担当）及び市長公室長への合議が行われていない。	予算の執行に係る決裁文書については、市長公室長補佐（財政経営担当）及び市長公室長へ合議を行う事を課内職員へ周知徹底する。

指摘指導事項等に係る措置状況報告書

- 1 監査の種類 定期監査
- 2 監査実施日 平成30年5月7日
- 3 監査対象部署 収納課
- 4 措置内容

番号	区分	監査結果内容	措置状況
1	指導	市民税の不納欠損処分について、多賀城市会計規則第27条第1項の規定に基づく決裁が行われていない。	市民税の不納欠損処分については、市民税と県から徵収委託を受けている県民税を合算した額で、平成30年3月31日付けで決裁を得ております。この時点においては、市県民税の案分率が確定していないため、特定案分率（暫定的な案分率）による市民税の不納欠損額が記載されていたものです。 今後は、確定案分率による市民税の不納欠損額を記載することとします。

指摘指導事項等に係る措置状況報告書

監査の種類

定期監査

監査実施日

平成30年5月9日

監査対象部署

税務課

措置内容

番号	区分	監査結果内容	措置状況
1	指導	退職所得に係る市民税の賦課決定をしているものについて、歳入調定決議票による決議がなされていないものが見られた。	平成29年度3月分の分離退職所得に係る市民税の歳入調定決議票について、平成30年5月10日に歳入調定決議票を起票し（起票日：平成30年3月31日）処理を完了させた。 今後は処理漏れのないようにチェック体制を強化する。

指摘指導事項等に係る措置状況報告書

- 1 監査の種類 定期監査
- 2 監査実施日 平成30年5月11日
- 3 監査対象部署 市民課
- 4 措置内容

番号	区分	監査結果内容	措置状況
1	指摘	<p>時間外勤務手当の支給誤りが多数見られた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・週休日と休日（祝日）が重なった日の勤務について、勤務状況報告書において休日勤務手当の時間数に計上していたもの（1件） ・勤務状況報告書における時間外勤務手当の支給時間数が、時間外勤務命令簿に記載されている支給時間数と一致していないもの（1件） ・一週間の正規の勤務時間が38時間45分を超えない週休日の振替命令について、勤務状況報告書で100分の25の時間外勤務手当の支給対象時間としていたものの（1件） ・非常勤職員の週休日の時間外勤務手当について、一週間の正規の勤務時間数と当該週の100分の100の時間外勤務時間数との合計が38時間45分を超える分の支給割合を100分の100として勤務状況報告書で報告していたもの（2件） 	<p>返還分及び支給分の時間外勤務手当について、平成30年7月13日付けで勤務状況報告書の訂正を行い、同日付で総務課人事係に手続きを依頼した。</p> <p>時間外勤務命令簿、庶務管理システムへの入力状況及び勤務状況報告書の突合について、今後は係員2名で行い、誤りを防止する。</p>

指摘指導事項等に係る措置状況報告書

- 1 監査の種類 定期監査
- 2 監査実施日 平成30年5月14日
- 3 監査対象部署 商工観光課
- 4 措置内容

番号	区分	監査結果内容	措置状況
1	指導	商業機能集積補助金の執行に係る決裁文書について、多賀城市予算規則第22条第1号の規定に基づく市長公室長補佐（財政経営担当）及び市長公室長への合議が行われていない。	予算の執行に係る決裁文書については、市長公室長補佐（財政経営担当）及び市長公室長へ合議を行う事を課内職員へ周知徹底する。

指摘指導事項等に係る措置状況報告書

1 監査の種類 定期監査

2 監査実施日 平成30年5月16日

3 監査対象部署 生活環境課

4 措置内容

番号	区分	監査結果内容	措置状況
1	指導	廃棄物処分券への公印の印影印刷について、多賀城市公印規程第5条第1項の規定に基づき公印管理者へ印影印刷承認願を提出し承認を受けているが、印影の原版作成に係る公印照合が行われていない。	公印規程に則り、適正な措置をするよう指導してまいります。

指摘指導事項等に係る措置状況報告書

1 監査の種類 定期監査

2 監査実施日 平成30年5月17日

3 監査対象部署 市長公室

4 措置内容

番号	区分	監査結果内容	措置状況
1	指導	市長公室長が出張している旅行命令について、決裁区分を市長公室長としているが、多賀城市事務決裁規程の決裁区分に基づき副市長決裁とすべきである。	平成30年7月12日副市長の決裁済。 今後は旅行者が誰なのか、どこまで決裁が必要なのかを十分確認し、誤りを防止する。

指摘指導事項等に係る措置状況報告書

- 1 監査の種類 定期監査
- 2 監査実施日 平成30年4月26日
- 3 監査対象部署 農業委員会事務局
- 4 措置内容

番号	区分	監査結果内容	措置状況
1	指導	県支出金の交付申請及び実績報告書の提出に係る起案文書について、多賀城市予算規則第22条第3号の規定に基づく市長公室長補佐（財政経営担当）及び市長公室長への合議が行われていない。	予算の執行に係る業務については、市長公室長補佐（財政経営担当）及び市長公室長への合議を行う事を、事務局職員へ周知徹底した。
2	指導	多賀城市農業者年金加入者補助金について、交付要綱では補助金の交付方法を「多賀城市補助金交付規則第14条但書により概算払とする」としているが、概算払とする理由が記載されていない。多賀城市補助金交付規則第14条では、確定払を原則とし、例外的に市長が必要と認めるときに概算払とすることができるとされていることから、概算払をする場合はその理由を明確に記載するべきである。	補助金を概算払する場合は、交付要綱に概算払とする交付方法を定めるだけではなく、起案理由に概算払の理由を明確に記載するよう事務局職員へ周知徹底した。